

簡易課税制度

A Simple Taxation System

熊 王 征 秀

はじめに

簡易課税制度は、本則による仕入控除税額の計算が負担となる中小事業者に配慮して設けられた規定である。しかし、実務の現場においては、多くの事業者が、本則による仕入控除税額と簡易課税を適用した場合の仕入控除税額とを比較して、いずれか有利な方法を採用している状況にある。これは、簡易課税を採用する際のみなし仕入率が実態とかけ離れていることに本質的な問題があるものと思われる。

また、業種区分の定義が曖昧かつ複雑であること、更には届出書については原則として事前提出が義務付けられていることから、設備投資などに対する還付請求に際し、トラブルが多発していることなども実務上深刻な問題である。

本稿では、簡易課税制度について、廃案となった一般消費税や売上税の法案の概要、更には平成元年の消費税導入時からの改正の経緯を確認すると共に、現行税制の問題点と今後の改正の行方について、諸外国の制度なども参考にしながら検討していきたい。

なお、本稿は、日本税務会計学会第45回年次大会における研究報告書の論文に加筆訂正して執筆したものであることとお断りしておきたい。

I 改正の経緯

1. 一般消費税

昭和54年に廃案となった大平内閣の「一般消費税」では、簡易課税制度の適用上限額は4,000万円と定められていた（注1）。

2. 売上税

(1) 適用上限額は1億円

昭和62年に廃案となった中曽根内閣の「売上税」では、簡易課税制度の適用上限額は1億円と定められていた（売上税法44①）。

ちなみに、売上税法では、事業者免税点も1億円で設定されていた（売上税法9①）。

簡易課税制度の適用を受ける場合には、基本的には納税になるわけであるから、

納税義務が免除される規模の事業者であれば、簡易課税制度の適用を受けるなどということは、常識的に考えられないところである。

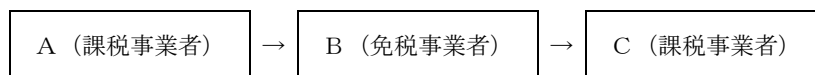
後述（帳簿方式と税額票方式）のように、売上税における仕入税額控除の手法は、現行の消費税とは異なる税額票方式を予定していたことを思慮すると、売上税における簡易課税制度とは、「免税事業者を選択したが為に取り引から排除されることを恐れた小規模弱小事業者を救済するための手段」と位置づけられていたように考えられる。

<帳簿方式と税額票方式>

売上税と消費税の決定的な違いは仕入税額控除の手法である。消費税は、帳簿から課税仕入れ等の税額を拾い出して仕入控除税額を計算するのに対し、売上税の場合には、売り手から買い手に対して税額票（インボイス）を発行し、この税額票に記載された税額を集計して控除することを予定していた。

税理論的に考えた場合、インボイス方式の方が優れていることは論を俟たないのであるが、このインボイス方式を導入した場合には、免税事業者が取引から排除される可能性があり、これが新聞記事などで厳しく批判されたことも、売上税が廃案となった理由の一つではないだろうか。

例えば、



という経由で売買が行われた場合には、Bは免税事業者であることからインボイスを発行することができない。結果、Cは課税事業者から直接商品を購入した方が有利となり、Bが取引から除外されることが危惧される。

現行の消費税がインボイス方式ではなく、帳簿方式を採用したのは、売上税の導入に失敗した教訓があったものと推察されるのである。

(2) 税務署長の承認が要件

現行の消費税では、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、原則として、事前に「簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することを義務付けている（消法37①）。これに対し、売上税の場合には、事前に税務署長の承認を受けることが義務付けられており、単なる届出書の提出だけでは認められないところに現行制度との違いがある（売上税法44）。

(3) 仕入控除税額の計算方法（基礎税額の計算）

現行の消費税では、簡易課税により仕入控除税額を計算する場合の「基礎税額」は、下記の算式により計算することとされている（消法37①、消基通13-1-6(2)）。

$$\text{基礎税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} + \text{貸倒回収に係る消費税額} \\ - \text{返還等対価に係る税額}$$

これに対し、売上税では、貸倒回収があった場合には、「回収金額×100/105」を課税標準に加算すると共に、貸倒れに係る税額も控除したところで「基礎税額」を計算することとされていた（売上税法42②、44①）。

$$\text{基礎税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} (\text{貸倒回収に係る消費税額} \\ \text{を含む}) - \text{返還等対価に係る税額} - \text{貸倒れに係る税額}$$

(4) 仕入控除税額の計算方法（みなし仕入率）

売上税では、消費税の導入当初と同じように、「卸売業＝90%」、「その他の事業＝80%」と定められていたが、下記①及び②については政令への委任事項であったため、詳細は不明である。

- ① 卸売業の定義
- ② 売上高の50%超を占める業種の仕入率を統一適用できるか否か

3. 消費税

(1) 適用上限額と業種区分に関する改正の経緯（消法37①、消令57）

現行の消費税は、平成元年4月から導入され、その後、適用上限額については3度の改正により5,000万円にまで引き下げが行われると共に、業種区分については2度の改正により5業種にまで細分化された。

改正時期	適用上限額	業種区分
平成元年導入時	5億円	第1種事業と第2種事業の2区分 ※適用する仕入率は、2業種のうちいずれか多い業種の仕入率を統一して適用する (現行制度のように、個々の売上毎にみなし仕入率を適用しない)。
平成3年度改正	4億円	第1種事業～第4種事業の4区分 ※業種別に売上を区分し、平均みなし仕入率により計算することを原則とするが、特定一事業又は特定二事業で75%以上を占める業種がある場合には、その業種の仕入率による特例計算が認められる。

平成6年度改正	2億円	第1種事業～第5種事業の5区分 ※業種区分は、 ①→②→③→⑤→④ の順序により判定する。 つまり、第1種事業～第3種事業及び第5種 事業のいずれにも該当しないものが第4種事 業に区分されることになる。
平成15年度改正	5,000万円	—

(2) 届出書に関する改正の経緯

「簡易課税制度選択届出書」については届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間から効力が発生することとされているが、新規開業（新設）や相続、合併、吸収分割による事業承継については、例外的に届出書の提出日の属する課税期間からの適用を認めることとしている（消法37①、消令56）。

相続などによる事業承継の場合には、被相続人や被合併法人、分割法人が簡易課税制度の適用を受けている場合に限り、届出書の提出日の属する課税期間からの適用を認めるというものであるが、これについては平成13年度改正で次のような改正が行われている。

平成13年度改正で企業組織再編税制が創設された際に、これに関連して消費税でも合併や分割があった場合の納税義務免除の特例規定が改正された。この時に、消費税法施行令56条についても改正が行われ、相続や合併、吸収分割による事業承継の場合には、消費税法10条から12条までの納税義務免除の特例規定が適用され、相続人や合併法人、分割承継法人が課税期間の途中から課税事業者になる場合に限り、届出書の提出日の属する課税期間からの簡易課税の適用を認めることと改められた。

したがって、被相続人や被合併法人、分割承継法人が課税期間の初日から課税事業者の場合には、たとえ被相続人や被合併法人、分割法人が簡易課税制度の適用を受けていたとしても、「簡易課税制度選択届出書」は事前提出が義務付けられるということに注意する必要がある。

(3) 特例承認申請制度の創設

平成6年度改正では、災害等が発生した場合と個人事業者で年末に相続があった場合に限り、「簡易課税制度選択（不適用）届出書」の期限後提出を認めることとした。

具体的には、災害等の場合には災害等がやんでから2月以内に、年末の相続の場合には翌年2月末日までに、「簡易課税制度選択（不適用）届出」に係る特例承認申

請書」と共に「簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出して承認を受けることにより、届出書を期限内に提出したものと取り扱うこととしている（消法37⑤、消令57の2、消基通13-1-5の2）。

また、平成18年度改正では、災害等が発生したことによる業態の変化や設備投資に対する仕入税額控除を認めるための特例承認申請制度が新たに設けられた。

この特例承認申請制度は、前述の制度とは異なり、期首にさかのぼって簡易課税の選択や取りやめができるところに大きな特徴がある。また、簡易課税を取りやめる場合には、たとえ強制適用期間中であっても取りやめが可能とされている（消法37の2、消令57の3、消基通13-1-7～9）。

II 現行税制の問題点と対処法

1. 益税に対する批判について

簡易課税制度を適用することによる益税の享受については、ドイツの簡易課税制度のように、実態とかけ離れた仕入率を適用することを法律で禁ずるとともに、業種別にみなし仕入率を細分化することも検討の余地があろう。

ただし、この場合には現行の簡易課税制度のように個々の売上毎に業種区分を判断するのではなく、いずれか一の仕入率を統一適用する方法に改めるべきである。

カナダのように、税理士や会計士には簡易課税制度の適用を認めないという国もあるが、これを実際に導入する場合には、「サムライ業」の線引きが難しいように思われる。

フランスやデンマークのように、簡易課税制度が無い国もあるが、小規模事業者の事務負担を考慮すると、日本での簡易課税制度の廃止は難しいように思われる。

（注）フランスは、簡易課税制度としてフォルフェ制度（課税庁との話し合いにより税額を確定する制度）を実施していたが、1999年にこれを廃止している（注2）。

制度の内容を複雑化させずに益税問題を解消するためには、平成15年度改正の際に政府税制調査会で議論された「適用上限額の3,000万円までの引き下げ」も検討する余地があるように思われる。

2. 諸外国の簡易課税制度（注3）

（1）ドイツの簡易課税制度

特定の業種に従事し、暦年の売上高が6万ユーロ（通貨統合前の資料を基に、「1マルク=0.6ユーロ」で換算）を超えない事業者は、一定条件のもと、売上高に下記の一定率（統計に基づいた平均値）を乗ずることにより納付税額を計算することができる。

（例） 製パン業 5.0% 製本業 4.6% 印刷業 5.6%
理髪業 3.9% 税理士・会計士 1.5%

ドイツの売上税法（付加価値税法）では、簡易課税の控除率について、「平均値は本法により平均率を適用しなかった場合に生ずる額と本質的に相違しない税額となるように定めなければならない」と規定しているため、日本のように実態とかけ離れた控除率を設けることが許されていない。

こういった事情から、上記の割合は、約60業種について施行規則（省令）によって定められているようである。

納付税額は下記の算式により計算する。

$$\text{納付税額} = \text{売上高} \times (\text{適用税率} - \text{控除率})$$

したがって、「控除率÷適用税率」により、日本の「みなし仕入率」に相当する割合を算出することができる。

例えば、製パン業の控除率（5.0%）を日本の「みなし仕入率」に換算した場合には、食料品の軽減税率が7%であるから、「みなし仕入率」はおよそ71.4%（5%÷7%）となる。

（2）カナダの簡易課税制度

売上高が、業種別に定めた最高売上高以下の事業者は、売上高に5%の納付税率を乗ずることにより納付税額を計算することができる。

$$\text{納付税額} = \text{売上高} \times \text{納付税率}（5\%）$$

カナダの標準税率は7%であるが、例えば、製造業で売上高が20万カナダドル以下の事業者は、「売上高×5%」により納付税額を計算することができるので、これを日本の「みなし仕入率」に換算するとおよそ28.5%となる。

$$(7\% - 5\%) \div 7\% \approx 28.5\%$$

ただし、職業会計人である税理士や会計士については、事務処理の煩雑さを理由とする特例を認める必要はないことから、たとえ売上高が20万カナダドル以下であっても簡易課税制度の適用は認められない。

また、コンビニなどにおいては、ゼロ税率が適用される基礎食料品と標準税率の7%が適用される雑貨品などを混在して販売することから、中小事業者においてはこれを正確に区分することができない場合がある。

そこで、これらの事業者のために、売上高が50万カナダドル以下の事業者については、下記のような納付税率を設定し、納付税額を計算することが認められている。

売上高に占めるゼロ税率の売上高	納付税率
25%～50%	1.75%
50%～	1.00%

(3) フランスの簡易課税制度

年間売上高が下記の金額以下の個人事業者については、フォルフェ（協約課税）制度が認められている。

この制度は、2年ごとに事業者が提出する経営状況等に関する資料に基づいて、税務当局と事業者が話し合いによって2年間の税額を決定するものである。

課税額は、見積売上高に基づいて決定される。

業種	年間売上高
物品販売業	10万ユーロ以下
その他の事業	3万ユーロ以下

(注) 通貨統合前の資料を基に「1フラン=0.2ユーロ」で換算した

また、年間売上高が下記の金額以下の事業者については、上記の取扱いとは別に、あらかじめ概算納付額を決定し、年度の終了時点で精算する簡易実額課税制度を選択することもできる。

業種	年間売上高
物品販売業	60万ユーロ以下
その他の事業	18万ユーロ以下

(注) 通貨統合前の資料を基に「1フラン=0.2ユーロ」で換算した

3. 業種区分の煩雑さについて

(1) 性質及び形状の変更について

第1種事業及び第2種事業に区分するためには、仕入商品の性質及び形状を変更しないことが条件となっているわけであるが、この性質、形状の変更とはどのへんまでをいうのであろうか。

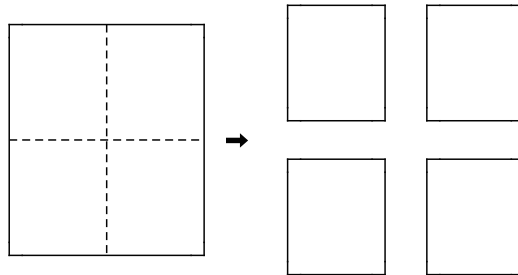
性質及び形状の変更があったものと認められる場合には、その商品の売上げは第3種事業に区分することになるわけであるが、現行法では、この性質及び形状の変更に関する明快な定義は設けられていない。

仕入商品を、切ったり袋詰めにしたたりする行為は、軽微な加工として製造行為に

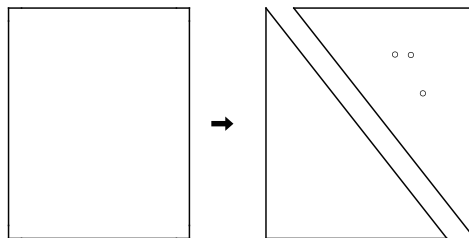
は該当しないこととされている。また、仕入商品に対する名入れ等の行為も、製造行為には該当しないものとして取り扱われている（消基通13-2-2）。

しかし、現実の取引においては理解に苦しむようなケースも少なくない。例えば、板金の販売業者が、仕入れた板金を取引先等の注文により単に縦、横に断裁する行為（5センチ×5センチなど）は製造行為には該当しないこととされているが、注文等により特定の形に切断する行為や断裁したものに穴をあける行為などは、製造行為として第3種事業に区分することとされている（注4）。

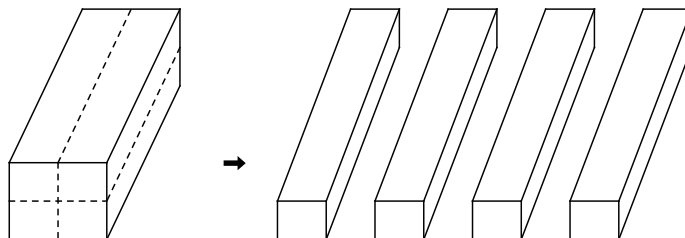
○板金を単に縦、横に断裁して販売…性質、形状の変更には該当しない



○注文等により特定の形に断裁、または断裁した後に穴をあける等して販売…性質、形状の変更には該当する



また、製材業者が、9寸角の木材を仕入れ、3寸角の柱にして販売したような場合には、注文の有無に関係なく、製造行為として第3種事業に区分される（注5）ということであるが、その判断基準（境界線）はどこにあるのだろうか。加工する物品の厚みによって税負担が変わるということなのであるだろうか？



(2) 食料品小売店舗の取扱い

食料品の小売店舗で、仕入商品に軽微な加工を加え、これを同一の店舗内で販売する場合のその加工行為は「製造＝第3種事業」には該当せず、第2種事業に区分される（消基通13-2-3）。

消費税法基本通達に明文規定はないが、軽微な加工とは、仕入商品を切る、刻む、つぶす、挽く、たれに漬け込む、混ぜ合わせる、こねる、乾かすなどの行為をいい、加熱する行為は除かれる。つまり、加熱した場合には製造行為として第3種事業に区分されることになっているようである（注6）。

これは、食料品小売店舗内で加工する場合の特例であり、食料品の卸売業者については適用されない。非常にくだらな話ではあるが、例えば、鰻（うなぎ）の卸売業者が鰻を捌（さば）いて小売業者に販売する場合は軽微な加工として第1種事業に区分されるのに対し、鰻を捌いた後に串に刺して小売業者に販売した場合には、製造行為として第3種事業に区分されるようである（注7）。

(3) 消費税法施行令57条5項4号と消費税法基本通達13-2-4の関係（注8）

消費税法施行令57条5項4号では、第5種事業の定義について、次のように規定している。

第五種事業 次に掲げる事業（第一種事業から第三種事業に該当するものを除く）をいう。

イ 不動産業

ロ 運輸通信業

ハ サービス業（飲食店業に該当するものを除く。）

上記施行令の規定を受け、消費税法基本通達13-2-4では、第5種事業に該当することとされている不動産業、運輸通信業及びサービス業の範囲は、おおむね日本標準産業分類（総務省）の大分類に掲げる分類を基礎として判定することと定められている。

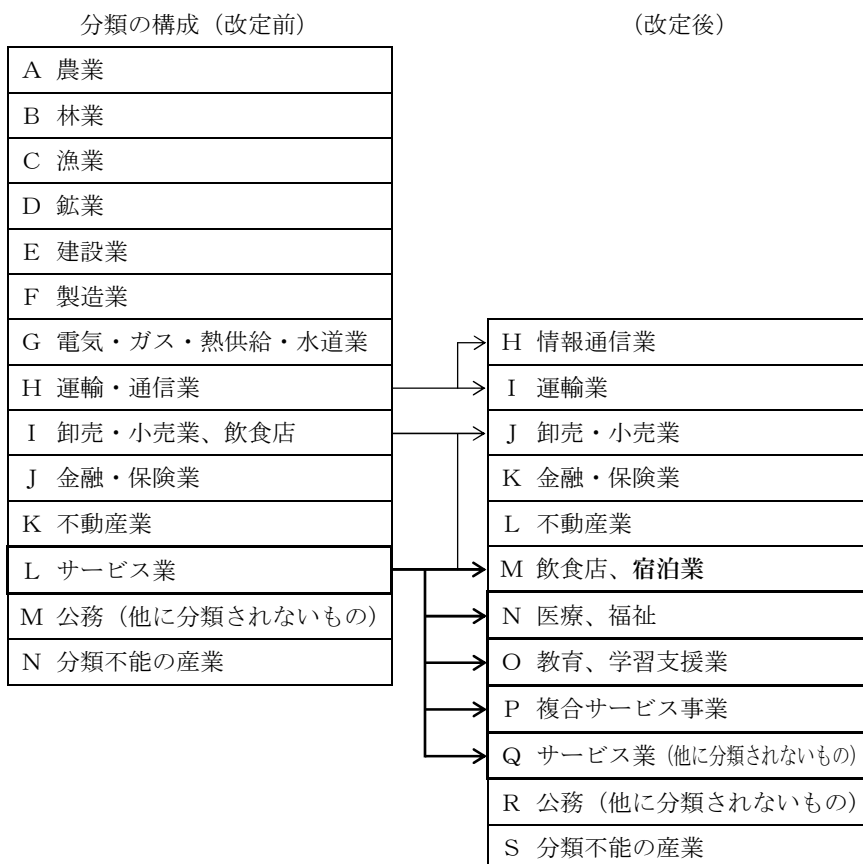
上記のイ・ロ・ハに掲げる業種と、次頁の旧日本標準産業分類の大分類との関係は、それぞれの業種を見比べてみると一目瞭然である。同施行令のイ・ロ・ハに定める業種は、旧日本標準産業分類の概念をそのまま借用してつくられていることがおわかりいただけるであろう。

日本標準産業分類は、平成14年3月と平成19年11月に大幅な改定が行われており、この改定により「サービス業」の定義が大きく変わっている。

具体的には、旧日本標準産業分類で「サービス業」に分類されていた業種のうち、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業などが新たに独立して大分類に格上げされ

たほか、時代の流れに合わせて細部にわたり調整が行われている。

<平成14年3月の改定内容>



上記のように日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成14年9月25日付で消費税法基本通達13-2-4に下記の一文が新たに追加された。

この場合において、サービス業等とは、日本標準産業分類の大分類に掲げる不動産業、情報通信業、運輸業、飲食店・宿泊業（飲食店に該当するものを除く。）、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）をいうものとする。

<平成19年11月の改定内容>

分類の構成 (改定前)	(改定後)
A 農業	A 農業、林業
B 林業	
C 漁業	B 漁業
D 鉱業	C 鉱業、採石業、砂利採取業
E 建設業	D 建設業
F 製造業	E 製造業
G 電気・ガス・熱供給・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
H 情報通信業	G 情報通信業
I 運輸業	H 運輸業、郵便業
J 卸売・小売業	I 卸売業、小売業
K 金融・保険業	J 金融業、保険業
L 不動産業	K 不動産業、物品賃貸業
M 飲食店、宿泊業	L 学術研究、専門・技術サービス業
N 医療、福祉	M 宿泊業、飲食サービス業
O 教育、学習支援業	N 生活関連サービス業、娯楽業
P 複合サービス事業	O 教育、学習支援業
Q サービス業 (他に分類されないもの)	P 医療、福祉
R 公務 (他に分類されないもの)	Q 複合サービス業
S 分類不能の産業	R サービス業 (他に分類されないもの)
	S 公務 (他に分類されるものを除く)
	T 分類不能の産業

平成19年における日本標準産業分類の再改定に伴い、平成20年3月28日付で消費税法基本通達13-2-4も次のように再改正された。

(省略)

この場合において、サービス業等とは、日本標準産業分類の大分類に掲げる次の産業をいうものとする。

- (1) 情報通信業
- (2) 運輸業、郵便業
- (3) 不動産業、物品賃貸業
- (4) 学術研究、専門・技術サービス業
- (5) 宿泊業、飲食サービス業 (飲食サービス業に該当するものを除く。)

- (6) 生活関連サービス業、娯楽業
- (7) 教育、学習支援業
- (8) 医療、福祉
- (9) 複合サービス事業
- (10) サービス業（他に分類されないもの）

しかし、基本通達が繰り返し改正になったにもかかわらず、基本通達の根拠となる施行令57条5項4号に規定する第5種事業の定義がまったく改正されていないというのは一体全体どういうことなのであろうか。

繰り返しになるが、消費税法施行令57条5項4号のイ・ロ・ハの業種は、旧日本標準産業分類の概念をそのまま借用してつくられていることは一目瞭然であるにも係わらず、施行令57条5項4号を改正しないままに基本通達13-2-4だけを改正するというのは、どう考えても納得できるものではない。

(4) 歯科技工所の事業区分（名古屋地裁&高裁判決）について（注9～11）

名古屋地裁民事第9部（加藤幸雄裁判長）は、平成17年6月29日、歯科技工所の事業区分が争点となった消費税課税処分等取消訴訟で、「製造業等」にあたるとする納税者の主張を容認し、日本標準産業分類に基づき「サービス業等」のみなし仕入率により行われた更正処分を取消した。

加藤幸雄裁判長は、本件事業が有形物を製造していることは明らかであるとして、「製造業等」と認定し、また、被告が主張する日本標準産業分類を基礎とすることの合理性についても、日本標準産業分類の合理性に全面的に依存できない旨の判断を行っている。

この判決は、実務家にとってはある意味朗報ともいえるべきものなのであるが、現行の簡易課税制度のしくみを考えた場合、果たしてどうであろう。

私見としては、前述のような矛盾点はあるものの、消費税の法令や通達には製造業等あるいはサービス業等に関する個別の定義はなく、その判断を日本標準産業分類に委ねていることについては、ある意味合理性があるものと考えている。であるならば、その判断にあたっては、法令や通達に個別に規定がない限り、徹底的に日本標準産業分類に従うべきであるというのが筆者の考えである。

事業区分を判断する際に、加藤裁判長の言うように「実態は〇〇である」というようなことを言っていたら、事業区分は收拾がつかないことになってしまうのではないだろうか。

例えば「キャバレー」であるが、その実態は明らかにサービス業であることは議論の余地がないであろう。しかし、キャバレーは日本標準産業分類では飲食サービス業に分類されるので、簡易課税制度の適用にあたっては、第4種事業のみなし仕

入率が適用されることになるのである。

つまり、事業区分を実態で判断しようとした場合には、その境界線が非常に曖昧になり、かえって混乱を招くような事態が起こることが危惧されるのである。

なお、上記のような解釈については、統計上の基準である日本標準産業分類を、納税額の直結するような簡易課税制度の事業区分の判定基準にすること自体、租税法の基本原則に適合しないとする反論がある。日本標準産業分類は統計上の必要により改正することを予定しており、このように、いつ、どのように改正されるのか予測できないものを事業区分の判断基準とすることは、法的安定性と予測可能性を損なうものであり、租税法律主義に違反するという見解である（注12）。

上記地裁判決に対する控訴審では、名古屋高裁民事一部（田中由子裁判長）は、平成18年2月9日、同業種の課税仕入れの構成比に照らしても、みなし仕入率を50%とすることには合理性があることなどを判示して、納税者の主張を容認した原判決を取消し、納税者の請求を棄却する逆転判決を言い渡した。

本件控訴審では、「TKCの平成13年版経営指標によると、歯科技工所の課税仕入れの構成比が42%とされている」ことなどを根拠として、歯科技工所は「サービス業等」に該当し、みなし仕入率を50%とすることには合理性があるとの判示をしたようであるが、この判決についても、個人的には非常に不満を感じている。

実務の世界では、計算が簡単だからなどという理由で簡易課税を採用している事業者はほんの僅かにすぎない。通常は、簡易課税を採用した場合の仕入税額と、原則計算によった場合の仕入税額とを比較したうえで、簡易課税を採用した方が有利だから、簡易課税を採用するのである。

しかし、控訴審における田中裁判長の判示をそのまま受け入れた場合、簡易課税制度の適用を受け、結果として益税が発生するようなケースについては、すべてが「違法」ということになってしまうと思うのである。

実務上は、実額により計算した仕入率と簡易課税制度の適用によるみなし仕入率が乖離しているケースなど山ほどあるにも係わらず、事業区分の合理性を判断する際に、TKCの経営指標を根拠にした、こじつけのような、幼稚な判決が高裁でなされていいものであろうか。

なお、本件訴訟については平成18年6月20日付で最高裁への上告が棄却され、結審している。

(5) 対処法

簡易課税制度そのものを廃止することは事実上不可能であるから、現実的な対処法としては、奇妙奇天烈な現行制度は即刻改め、業種区分については第1種事業から第3種事業までの3業種程度に簡素化することをまずは提言したい。

4. 届出書に関するトラブルについて

簡易課税制度は、本則による計算を放棄する事業者が選択するものであるから、「簡易課税制度選択届出書」は原則として従来どおりの事前提出を義務付けるべきである。

ただし、不意な設備投資などについて、税額控除（還付）が受けられないのは不合理であるから、本則課税への変更については「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出日の属する課税期間から認めるべきである。

ちなみに、消費税法37条の2（災害等があった場合の簡易課税制度に関する特例承認申請制度）においても、承認申請をすることにより、期首に遡って簡易課税を取りやめ、本則課税に変更することを認めているわけであるから「簡易課税制度選択不適用届出書」についてまでも事前提出を義務付ける必要性は感じられない。

【引用・参考文献】

- (注1) 全国女性税理士連盟 西日本支部 第41回研究報告「消費税のこれから」70頁
- (注2) 湖東京至「消費税法の研究」283頁～284頁（信山社）
- (注3) 山本守之「簡易課税の業種区分」7頁～11頁（中央経済社）
- (注4) 東京国税局消費税課長編「消費税簡易課税のすべて」141・167頁
（大蔵財務協会、平成10年版）
- (注5) 東京国税局消費税課長編「消費税簡易課税のすべて」142頁
（大蔵財務協会、平成10年版）
- (注6) 東京国税局消費税課長編「消費税簡易課税のすべて」150頁
（大蔵財務協会、平成10年版）
- (注7) 東京国税局消費税課長編「消費税簡易課税のすべて」141頁
（大蔵財務協会、平成10年版）
- (注8) 熊王征秀『消費税の「還付請求手続」と「簡易課税の業種区分」完全ガイド
3訂版』245～249頁（税務研究会出版局）
- (注9) 熊王征秀『消費税の「還付請求手続」と「簡易課税の業種区分」完全ガイド
3訂版』238～239頁（税務研究会出版局）
- (注10) 熊王征秀「簡易課税制度の問題点を探る」4頁（東京税理士界会報587号）
- (注11) 渡辺充「簡易課税における業種区分と日本標準産業分類」28～29頁
（速報税理2010. 1. 1 / ぎょうせい）
- (注12) 東岡宏「消費税法の簡易課税制度における製造業の事業区分判定について」
（立命館法政論集第6号）

（くまおう まさひで・大原大学院大学 会計研究科准教授）